

令和5(2023)年度地下水質常時監視業務仕様書

1 目的

本仕様書は、「令和5(2023)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(以下「測定計画」という。)」に基づき栃木県(以下「甲」という。)が発注する令和5(2023)年度地下水質常時監視業務(以下「委託業務」という。)を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務内容

- (1) 測定計画に基づく地下水質調査に係る採水及び水質分析
- (2) 地下水汚染追跡調査に係る採水及び水質分析
- (3) 地下水汚染地区再調査に係る採水及び水質分析
- (4) 調査結果の報告

3 契約期間

令和5(2023)年5月15日から令和6(2024)年3月15日まで

4 委託業務の実施時期、地点数及び調査項目

(1) 概況調査

令和5(2023)年5月15日から7月15日までの間に、調査地点ごとに1回採水する。

調査地点：県内39地点

調査項目：測定計画のとおり

(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

令和5(2023)年6月15日から8月15日までの間に調査地点ごとに1回、令和5(2023)年11月1日から令和6(2024)年1月15日までの間に調査地点ごとに1回、計2回採水する。

調査地点：県内98地点

調査項目：測定計画のとおり(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

(3) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

令和5(2023)年6月15日から8月15日までの間に、調査地点ごとに1回採水する。

調査地点：県内69地点

調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(4) 地下水汚染追跡調査(概況調査で甲が定める値を超えた場合に行う周辺調査)

本調査は、(1)の結果により、環境保全課が実施の有無を決定する。実施する場合、実施時期、地点数及び調査項目を別途指示する。

(5) 地下水汚染地区再調査(継続監視調査終了のための確認調査)

令和5(2023)年11月1日から令和6(2024)年1月31日までの間に、調査地点ごとに1回採水する。調査地点数として想定数を示す。

調査地点：県内27地点(VOC27地点)

調査項目：テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、

1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン

5 委託業務の実施方法

(1) 測定計画に基づく地下水質調査及び地下水汚染追跡調査に係る採水及び水質分析

ア 採水業務

- (ア) 採水は、測定計画に定める調査方法、測定地点、採水時の観測事項の規定に従い、調査日程表を作成し、実施するものとする。
- (イ) 採水は、井戸所有者にあらかじめ採水する月日及び時刻を通知する等により、その了承を得てから行うものとする。
- (ウ) 採水は、採水の前日に井戸の所有者の在宅を再度確認する等、配慮すること。
- (エ) 採水する際には、井戸の所有者に調査者の身分証明書及び県が発行する業務委託証明書を提示し了解を得るものとする。
- (オ) 採水時に、全地球測位システム（GPS）等により試料採取地点の緯度・経度（世界測地系）を求めるとともに、井戸の深度及び用途を確認する。

また、井戸の深度については十分な聞き取りを行い、特に深度が不明の場合は浅井戸（30m以下）・深井戸（31m以上）の別を必ず確認し、井戸台帳に記載するものとする。

イ 水質分析

水質の分析は、環境省が定める処理基準のほか、測定計画に定める測定項目、測定方法の規定に従い実施するものとする。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに揮発性有機化合物については採水当日に分析に着手するものとし、その他の項目もできるだけ速やかに分析を行うものとする。

(2) 調査結果の報告

ア 概況調査については、採水実施後2週間以内に計量証明書を甲へ送付するほか、調査終了後、その結果を取りまとめ令和5(2023)年8月15日までに別途指示する様式により報告するものとする。

イ 継続監視調査（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く）については、採水実施後2週間以内に計量証明書を甲へ送付するほか、1回目の調査結果は令和5(2023)年9月15日までに、2回目の調査結果は令和6(2024)年2月15日までに別途指示する様式により報告するものとする。

エ 継続監視調査（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）については、採水実施後2週間以内に計量証明書を甲へ送付するほか、その結果を取りまとめ令和5(2023)年9月15日までに別途指示する様式により報告するものとする。

オ 地下水汚染地区再調査については、採水実施後2週間以内に計量証明書を甲へ送付するほか、その結果を取りまとめ令和6(2024)年2月28日までに別途指示する様式により報告するものとする。

カ 地下水汚染追跡調査を実施する場合の報告の方法については、別途指示する。

キ 上記ア～カの報告にあつては、別途指示する様式により井戸情報及び採取状況写真を提出するものとする。

ク 計量証明書及び報告書は電子データ及び紙資料の両方で提出するものとする。

ケ すべての業務完了後、契約期間満了日までに地点数、調査項目等を取りまとめた業務完

了報告書（任意様式）を提出するものとする。

(3) 業務主任技術者

乙は、委託業務を行うにあたり、業務主任技術者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。通知後、異動があったときも同様とする。

(4) 必要物品等

この委託業務を実施する上で必要な物品、消耗品、通信運搬費等は、すべて受託者の負担とする。

6 精度管理

(1) 調査結果の信頼性を確認するため、原則として次のとおり精度管理を行う。

- ① 甲は、委託契約締結後できるだけ早期に、乙の事業所への立入検査を行う。
- ② 甲は、水質監視業務の委託期間中に1回以上、乙が行う試料採取に立ち会う。
- ③ 乙は、甲が別に定める方法により、既知濃度資料の分析を行い、甲に報告する。

(2) 甲が必要と認めた場合、甲は乙に対し追加説明、資料等の提出、再採水及び再分析を求められることができる。

7 その他

(1) すべての調査について、環境基準を超過した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

(2) 上記(1)の場合は、甲の指示があるまでその試料及び分析の記録を保管するものとする。

(3) 調査地点の状況や調査の結果により、契約時の調査数に変更が生じることがある。

(4) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(5) 報告書の提出及び連絡先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田一丁目1番20号

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当

電話028-623-3189